

調布市大規模地震等対処要領

令和8(2026)年3月

目次

第1章 総 則.....	3
1 目 的.....	4
2 適用範囲.....	5
(1) 被害想定.....	5
(2) 策定のねらい.....	5
(3) 重視事項.....	5
(4) その他.....	5
3 関係計画との関係.....	6
4 継続的な改定への取組.....	7
第2章 応急対策活動における基本的な連携内容と手順.....	8
1 災害対策本部，事務局各班の役割等.....	9
(1) 市災害対策本部の組織等.....	9
(2) 市災害対策本部事務局【地域防災計画より】.....	10
2 初動対応等.....	31
(1) 職員の参集.....	31
(2) 市本部の設置と事務局体制への移行.....	32
(3) 初動本部員，事務局等における情報収集活動.....	36
(4) 救出救助機関等への応援要請等.....	38
(5) 市民への情報提供等【事務局指令統括班，災害時広報班】.....	40
(6) 災害対策本部会議の開催【事務局指令統括班】.....	41
(7) 大規模救出救助活動拠点の設置【事務局指令統括班，広域連携班等】.....	42
3 発災後 72 時間に想定される応急対策活動.....	43
(1) 人命救助のルート確保【事務局救出救助消火班，応急復旧班】.....	43
(2) 救出救助活動等【事務局救出救助消火班，保健医療対策班】.....	44
(3) 物資調達活動【事務局救援物資班】.....	48
(4) 受援体制の確保【事務局広域連携班】.....	51
(5) 避難者対策【事務局避難所対策班】.....	51
(6) 帰宅困難者対策【事務局帰宅困難者対策班】.....	52
(7) ライフラインの復旧【事務局応急復旧班】.....	54
(8) 遺体の取扱い【事務局保健医療対策班，衛生・災害廃棄物対策班】.....	54
4 早期生活再建.....	56

（１）生活再建 【事務局被災者生活再建対策班，衛生・災害廃棄物対策班】	56
（２）住宅対策 【事務局被災者生活再建対策班】	58
第３章 災害対策本部の想定活動等.....	60

第Ⅰ章 総 則

1 目 的

本マニュアルは、調布市（以下「市」という。）が地域防災計画で定める震災時の災害応急対策活動として、市及び警察、消防、消防団、自衛隊、海上保安庁、東京都、国、近隣市、連携協定締結市、ライフライン事業者等の各機関（以下「各機関」という。）の役割分担に基づく、発災後 72 時間を中心に取り組むべき基本的な事項を示すことを目的としています。

2 適用範囲

(1) 被害想定

本要領が適用される災害は、令和4年5月に東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」報告書で示された都心南部直下地震や多摩東部直下地震のような震度6弱以上の大規模地震が多摩地域や区部で発生する地震による災害、調布市災害対策本部（以下、「市本部」という。）を設置する場合等の状況を想定しています。

(2) 策定のねらい

本要領は、大規模地震等（都心南部直下地震、多摩東部直下地震、南海トラフ地震等）が発生した際に、市が各機関と効果的・効率的な連携に取り組み、円滑な応急対策活動を展開できるよう共通認識を図るために定めるものです。

(3) 重視事項

特に発災から 72 時間は救出救助活動に活動の焦点が集中します。本活動が円滑に展開できるよう各機関との緊密な連携の下、災害情報を速やかに収集し、適切に情報を分析し、

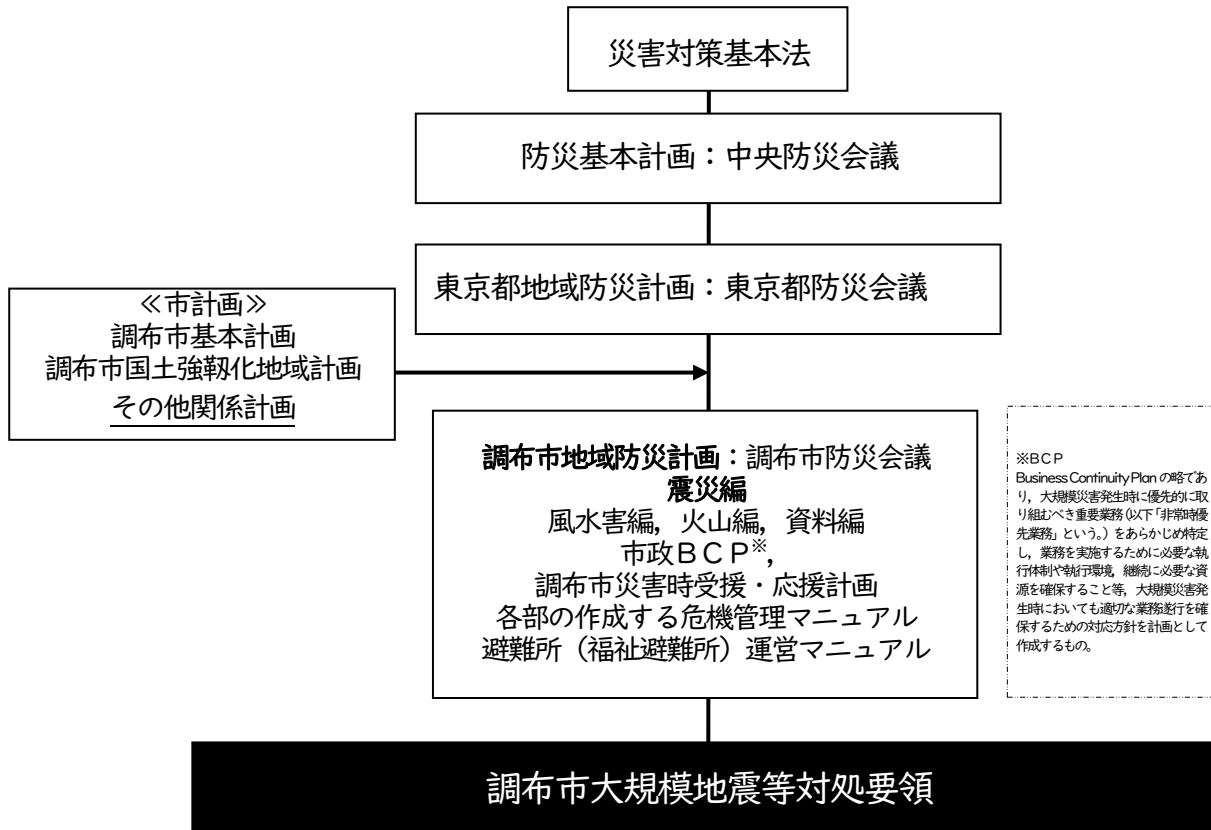
- ①倒壊家屋の集中地域、火災延焼状況の把握
- ②主要道路の早期啓開
- ③物資調達
- ④避難者対策（福祉避難所を含む避難所等）
- ⑤帰宅困難者の大量発生による混乱防止
- ⑥ライフラインの応急復旧
- ⑦ご遺体対応

などの対策を重層的に実施することが必要です。

(4) その他

本要領は上記のア～カに示す、発災後 72 時間に行うことが想定される他機関との連携が必要な応急対策活動を中心に整理しています（なお、早期の生活再建に向けた取組など、72 時間を超えて実施する事項も一部含んでおります。）。

3 関係計画との関係



「関係法令」

災害救助法，自衛隊法，警察法，消防法

【地震津波に係る法令】

- ・大規模地震対策特別措置法
- ・地震防災対策特別措置法
- ・首都直下地震対策特別措置法
- ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

【風水害】

- ・河川法
- ・水防法

【地すべり，がけ崩れ】

- ・砂防法
- ・森林法
- ・地すべり等防止法
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

4 継続的な改定への取組

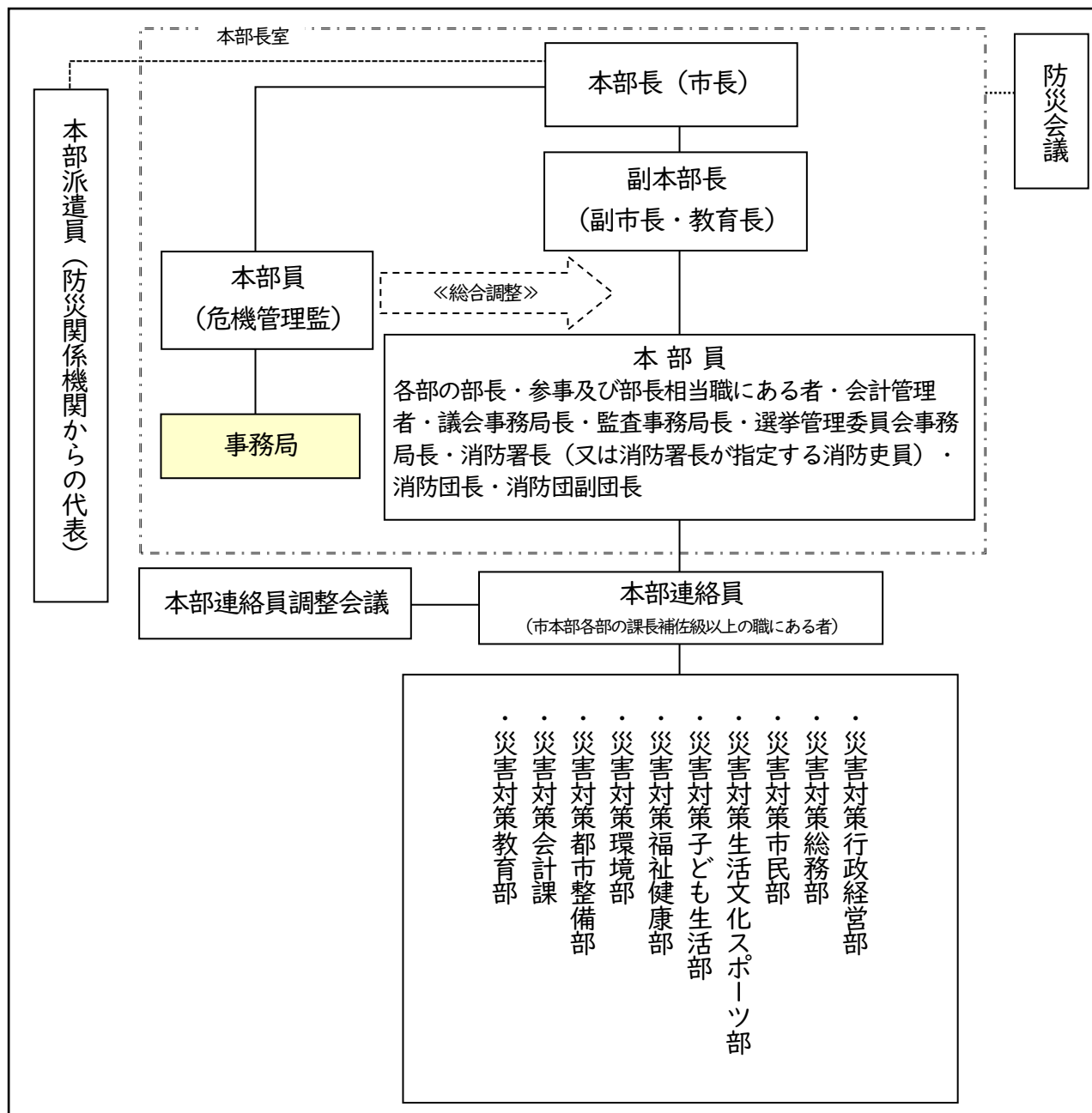
- 市は東京都（以下、「都」という。）が10年ぶりに見直した被害想定を踏まえ、令和6年12月に地域防災計画を修正するとともに、新たに災害対策本部事務局機能を強化しました。この事務局と各部局が活動する際の具体的な応急対策活動について本要領に示すこととしました。
- 本要領で示された基本的な連携の内容と手順については、関係機関との協議や実践的な訓練によって検証を行い、適宜、その成果を本要領の修正に反映させていくことで、継続的な改善を図ることとします。

第2章 応急対策活動における基本的な連携内容と手順

Ⅰ 災害対策本部、事務局各班の役割等

初動の混乱時においても、各機関相互の行動を予測しつつ、より迅速で効率的な災害応急対策を連携して実施するために、主な活動について、「誰が」、「いつ頃」、「どのような活動」を行うのか想定し、整理することとしています。

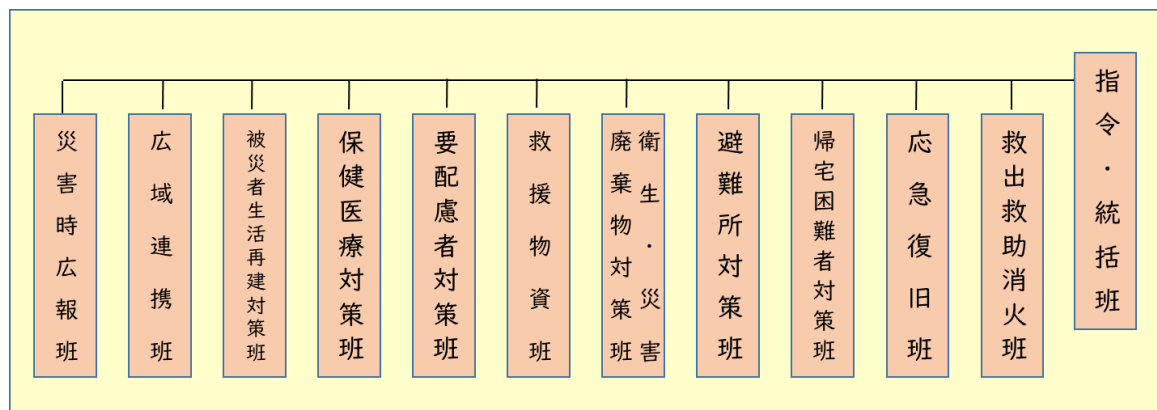
（Ⅰ）市災害対策本部の組織等



(2) 市災害対策本部事務局【地域防災計画より】

調布市災害対策本部事務局は、本部長の直整指揮を受ける危機管理監の下、総合防災安全課や各課の代表者で構成し、災害情報の集約や分析、災害対策本部の活動方針の策定、重要な応急対策の実施計画や対策案の検討・調整を行います。主たる任務は、本部長（本部員会議）の意思決定を補佐するとともに、執行機能である各部に対して必要な指示を行い市の災害応急対策を効果的・効率的に遂行するために総合調整を実施する役割を担うこととなります。災害は、自治体の“平素の縦割り組織“の延長では対処すべき事態に適切に対応できないことから、多くの被災自治体は大震災を経験後に『総合調整機能』を拡充しています。このことから、市は東京都と緊密に連携し、来る大災害に適切に対応するため、東京都や神奈川県茅ヶ崎市及び東北、九州の被災経験自治体を範とした災害対策本部事務局と同様の組織構成としています。

ア 事務局各対策班の構成



イ 事務局各対策班の分掌事務

班	分掌事務等
指令・統括班	1 本部長等，危機管理監決定事項などの指示伝達 2 対処方針の策定と実行管理 3 応急対策の検討に必要な収集情報の検討と各部に対する収集指示 4 各部収集情報の集約，整理，分析と分析結果の報告，提供 5 防災気象情報，地震情報，河川関連情報，火山情報などの気象台発表情報の収集，整理，分析と分析結果の報告，提供 6 対策本部の運営に係る進捗管理及び本部員会議の開催・運営 7 各種災害対策活動に係る事務局内，各部局との総合調整と実行管理 8 避難対策に関する実施構想の策定と避難措置の実施 9 動員構想の確定 10 災害時広報対策に関する実施構想の策定 11 社会福祉協議会と連携した一般ボランティアの活動に係る実施構想の策定 12 緊急消防援助隊の派遣要請・自衛隊の災派要請の求めに係る検討，検討結果の報告，都に対する要請と関係部署への通知，広域応援部隊の運用に関わる総合調整 13 発災初期における他自治体との災害応援協定に基づく応援要請 14 近隣自治体との情報共有及び連携 15 必要に応じた国，都，他自治体等との連絡調整 16 発災中期以降における受援構想の策定 17 警戒区域の設定に係る事務

班	分掌事務等
	18 都知事に対する災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用申請 19 所掌不明事項に係る総合調整 20 その他特命事項
救出救助 ・消火班	1 警察、消防、消防団等からの災害情報の共有 2 各機関の災害対処活動の把握、分析、今後の展開予測と必要な調整 3 災害の進展予測及び被害拡大予測に係る、救出救助構想策定 4 救出救助・救命に係る要請及び調整案件に係る対応（都、近隣市との連携含む） 5 自衛隊、警察、消防等の援助部隊との運用調整 6 ヘリコプター運用の調整（傷病者搬送、被害情報把握等） 7 医療救護チーム（DMATコーディネーションチーム等）に対する DMAT 等派遣要請とその活動把握 8 その他特命事項
応急復旧対策班	1 下水道、道路、橋梁等に係る応急復旧対策に係る実施構想策定 2 上水道、電気、ガス、電話、鉄道の優先復旧に係る総括・情報班との連絡調整 3 道路、港湾、河川、空港の被害情報収集 4 緊急輸送道路に影響する踏切に係る情報収集 5 都が実施する緊急物資輸送道路の指定、緊急道路障害物除去路線等の選定に係る情報収集 6 その他特命事項
帰宅困難者 対策班	1 一斉帰宅抑制の配信（SNS等） 2 公共交通機関の運行状況等の把握 3 主要駅、停留所等の混雑状況の把握 4 一時滞在施設に係る業務 5 災害時帰宅支援ステーションに係る業務 6 救援物資班と連携し、都立施設の備蓄物資を預けている倉庫等の被害状況確認、保管物資の緊急出庫依頼 7 滞在施設として活用する、市、都、民間施設の開設状況の把握 8 その他特命事項
避難所対策班	1 避難対策に係る実施構想に基づく避難措置の実施 2 避難所避難者及び在宅避難者への救援措置の検討と関係部署との調整

班	分掌事務等
	3 住民に係る安否情報の収集と収集情報の提供 4 避難所の開設及び運営に係る方針策定及び各避難所の総合調整 5 避難所周辺状況等の情報収集と諸情報に基づく避難者の安全確保策の検討 6 各避難所への市域全体の情報提供 7 その他特命事項
衛生・災害廃棄物対策班	1 防疫対策，多数御遺体取扱い及びペット対策に関する実施構想の策定 2 仮設トイレ，汚物処理，公衆浴場その他の衛生関連の対策に関する実施構想の策定 3 災害廃棄物対策に関する実施構想の策定 4 広域火葬計画に係る調整 5 その他特命事項
救援物資班	1 避難所及び在宅避難者等への救援物資に係る実施構想の策定 2 備蓄倉庫，広域輸送基地，輸送拠点，協定事業者の被害状況の確認 3 協定事業者との物資調達や物資輸送に係る連絡調整 4 国や都，民間企業からの物資輸送に係る連絡調整 5 都との物資品目，数量，輸送要領（手段，時間）に係る連絡調整 6 その他特命事項
要配慮者対策班	1 要配慮者に関する災害応急対策実施構想の策定 2 その他特命事項
保健医療対策班	1 健康管理及び精神保健の対策に関する実施構想の策定 2 感染症対策に関する実施構想の策定 3 保健・医療・福祉対策に関する実施構想の策定 4 保健・医療・福祉対策に係る調布市医師会，調布市歯科医師会など医療関係団体，都，日本赤十字社など関係機関との調整 5 広域医療搬送に係る都又は災害拠点病院，市内病院との調整 6 市災害医療コーディネーターと連携した，保健・医療・福祉対策の策定 7 その他特命事項
被災者生活再建対策班	1 被災者生活再建対策に関する実施構想の策定 2 その他特命事項
広域連携班	1 人的受援応援に係る総合調整 2 関係機関との連絡調整，応援受入調整 3 被災地区や市内各部からの人的応援要請を集約し，東京都との人的応援に

班	分掌事務等
	係る派遣調整, 国, 他縣市等広域調整部門を経由して広域応援団体に対して応援要請を行う。 4 ボランティアセンター, 社会福祉協議会と連携し, 人的応援の要請 5 その他特命事項
災害時広報班	1 災害時広報に係る調布市広報ガイダンスの策定 2 報道発表資料の作成, 記者会見, 報道対応 3 調布市ホームページ, SNS, 提供番組 (テレビ, ラジオ), 広報紙等による情報発信を一体的に運用し, 市民等へ速やかに防災情報を提供 4 その他特命事項
災害時 コールセンター	災害時の市民等からの情報受領

ウ 事務局各対策班等の主な業務

班・係名		主な業務
指令・統括班	チーム長	○ 防災安全課長を指定 ○ 危機管理監を補佐し、各対策班・チームを統括 ・市本部事務局の中核として、市本部会議の運営及び報告資料作成 ・応急対策方針の計画立案及び上申並びに応急対策の進行管理 ・部門・チームを統括し必要な指示 ・災害応急対策全般における総合調整
	情報係	○ 主に情報収集・分析業務を担当 ・総合的な情報分析のため、事務局各班の情報収集・分析活動を促進させ、発災初期の段階でも効果的な情報を発信し、迅速な初動対応の基礎を構築 ・事務局各班、各部局及び関係機関が収集した災害情報を集約分析し、今後取り組むべき応急活動について検討 ・応急対策方針の立案、上申 ・本部長への報告資料作成 ・災害応急対策の全般進行管理 ・災害対策本部本部長室会議の開催、運営、資料作成 ・広報班と連携した報道発表資料の作成 ○ システム等を活用した情報収集 - SNS、高所カメラ、ヘリコプター映像、道路カメラ、防災行政無線、インターネット、DIS（東京都災害情報システム）等を活用した情報収集 ○ COP作成による被害・措置状況の表示
	将来計画係	○ 災害応急対策活動の進行管理と将来活動計画の立案 ・事務局の運営、事務局各班間の総合調整、災害救助法の適用（含おそれ）、災害情報の一元的集約、災害派遣の要請判断 ・情報係と連携し、将来（3日～1週間先）に取り組むべき市応急対策活動計画を策定 ・将来活動計画に基づき、各部局が取り組む応急対策活動等の進捗管理、部局間調整 ・発災当初は、情報係、現在活動係を支援し、将来活動計画策定のための情報収集 ○ チーム長と共に、事務局各班の進捗状況を確認し、市の応急対策に係る方針に基づく、課題掌握、助言、事務局内総合調整
	現在活動係	○ 応急対策（現在活動）の進捗管理、部局間、事務局各班との総合調整 ・当日の活動の焦点である応急活動の進行管理と課題の抽出、活動要領の

班・係名	主な業務
	修正，将来計画係へのフィードバック ・将来活動計画を踏まえた，現状に応ずる日々活動計画の策定 ・各種事案に応じた，応急対策活動の優先順位の判定 ・突発事象に対応した優先順位に基づく活動計画の修正
関係機関係	○ 各部局の被害状況及び対応状況の収集と整理 ・災害対策行政経営部と連携し，関係機関との連絡調整，応援受入調整 ・市応急対策活動に係る，関係機関の応援要請検討 ・各部局等及び他部門からの要望等について，担任する局等及び部門に取り次ぎ，爾後の連携について進行管理 ・部局横断的な調整事項について，本部連絡員調整会議による調整の必要性を検討 ・新規事案について，新たに部局連携チーム（PT：プロジェクトチーム）を設置し調整を行う必要があるか等，指令・統括班内で総合調整 ○ 各機関の応急対策について，市立案の方針を踏まえた総合調整 ・国，他自治体への応援要請検討 ・オープンスペースに関する調整 ・避難所としてのホテル・旅館の活用に係る調整 ・応急危険度判定部会の開催 ○ 他機関の応急対策活動の進捗，状況掌握（広域連携班と連携） ○ 警察，消防，自衛隊及び海上保安庁から提供される情報を集約・共有 【着意事項】 ※各部局との個別の所管業務に係る依頼・連絡・確認事項については，各対策班等から各部局所属の課班へ調整・指示（各部局調整部門（部門本部）を通さない）することもあるが，都度，調整事項は事務局指令統括班へ報告し，必要の際は事務局全体に共有
情報通信係	○ 事務局内情報通信インフラの維持・確立 ・災害時情報収集活動のためのシステム運用 ・デジタル行政推進課と連携し，市の情報通信インフラを復旧・確立
後方係	○ 人的応援要請等の活動人員管理について各部局，人事課等と連携 ・受援資源等受け入れ態勢確立 ・事務局勤務員の勤務管理 ・災害応急対策における，予算物資等管理について行政経営部，会計管理者，契約課等と連携 ・応急活動における人事，予算，物品補給に係る総合調整
庶務・クロノロ係	○ 事務局活動クロノロジーの作成・表示 ・議会関係，市長の現場視察，市本部内の庶務業務

班・係名	主な業務
救出救助・消火班	○ 情報係との連携 ・災害の進展予測及び被害拡大予測 ・大規模災害等における各機関の活動状況把握、分析及び今後の展開予想 ○ 関係機関との調整 ・各機関及び都と連携した大規模救出救助活動拠点の運営状況の把握 ・市の応急対策を受けた各機関との災害対処活動に必要な調整・支援 ○ 応急復旧班との連携 ・市内被害状況（施設、道路、橋、鉄道、空港等）の掌握 ・爾後の復旧計画と救出救助活動との優先度調整 ○ 保健医療関係部署との連携 ・各種活動状況掌握 ・市に派遣される医療救護チーム（DMATコーディネーションチーム等）に対する、応援部隊（DWAT、JDAT、DHEAT、東京DMAT等）出動・派遣要請 ○ 災害の進展予測及び被害拡大予測に係る、救出救助構想策定 ○ 救出救助・救命に係る要請及び調整案件に係る対応（都、近隣市との連携含む） ○ 各機関の災害対処活動の把握、分析、今後の展開予測と必要な調整 ○ 警察、消防、消防団等の関係機関と調整し災害情報の共有 ○ 自衛隊、警察、消防等の援助部隊の運用調整 ○ ヘリコプター運用の調整（傷病者搬送、被害情報把握等）
応急復旧班	○ 情報係と連携し、以下の情報収集 ・ライフライン事業者等 ・道路、港湾、河川、空港 ・緊急輸送道路に影響する踏切の開閉状況 ・緊急物資輸送路線の指定情報 ・緊急道路障害物除去路線等の選定に係る情報 ・都が実施する八方向作戦に係る取組み状況 ○ 重要施設への対応 ・施設周辺の被害状況の集約 ・石油燃料の供給 ・ライフライン復旧の調整（都や医療機関からの要請・調整） ○ 応急給水の要請への対応（水道局と調整） ○ 関係機関との連絡調整 ・協定事業者（レッカー移動等） ・各道路管理者（自衛隊による障害物除去の際の部隊展開調整を含む） ・その他関係機関（要請船舶等）関東地方整備局への応援要請 ○ 市の活動方針に基づく

班・係名	主な業務
	・ 市内、近隣市被害情報収集 ・ 関係機関との復旧活動調整 ○ 各種情報（被害、復旧対応状況等）の情報分析について、被害の全体像を市本部内で共有 ○ 優先的に応急・復旧が必要な箇所や地域等を、市本部会議の決定の下、ライフライン事業者と調整 ○ 都、政府現地対策本部を経由し、都、政府緊急災害対策本部への復旧活動要請 ○ ライフライン事業者との間で、道路啓開情報、避難所開設状況、その他災害全般情報など、復旧に資する情報を共有するとともに、広報班とともにSNS、防災行政無線(同報系)、市HP等を通じ市民へ周知 ○ ライフライン事業者から協力要請があった場合、市本部事務局内の関係対策班、各部局等と調整し、必要な対応を措置 ○ 災害対策上重要な施設が停電している場合、国、石油関係団体などと連携して、非常用発電機用燃料を調達・供給
帰宅困難者対策班	○ 主要拠点等に滞留する帰宅困難者対策に関わる総合調整 ○ 指令統括班、避難所対策班と連携し、避難誘導に係る検討 ○ 一斉帰宅抑制の発信（X（旧Twitter）、ホームページ） ○ 以下について情報収集 ・ 公共交通機関の運行状況等 ・ 京王線各駅、周辺近隣鉄道駅の混雑状況 ○ 過密滞留地域の掌握と早期解除方策の案出 ○ 一時滞在施設に係る調整 ・ 開設、運営 ・ 開設状況等の提供 ・ 疾病等、生活ストレスに対する支援の必要性の把握、対応 ○ 災害時帰宅支援ステーションに係る調整 ・ 開設要請 ・ 徒歩帰宅支援状況の把握 ○ 物資物流班と連携し、備蓄倉庫の被害確認、保管物資の緊急出庫調整 ○ 受け入れのための市立施設・民間施設の開設状況の把握、調整
避難所対策班	○ 避難所運営本部と連携した、避難所開設状況の掌握 ○ 一般避難所、福祉避難所運営に係る運営の総合調整 ○ 避難所の定時報告の取り纏めと状況分析（環境、避難者数、健康管理、必要物資等のニーズ把握） ・ 要配慮者、傷病者等の手当て ・ 都、近隣市との情報共有

班・係名	主な業務
	・保健医療対策班と連携した医療救護班や保健・医療・福祉チーム等（D M A T, D W A T, D H E A T等）の出動・派遣調整 ○ 避難所への各種情報提供・安否確認 ○ 避難者情報（名簿）を集約し必要な処置 ○ 救出救助・消火班, 帰宅困難者対策班と連携した避難対策に関する実施構想に基づく, 市内被害状況を踏まえた避難誘導要領の案出, 調整 ○ 医療対策本部, 保健医療対策班と連携した避難所の傷病者の保健・医療・福祉行為提供のための調整・支援 ○ 発災後 72 時間経過後の避難所救護所開設要否の検討 ○ 各避難所の必要物資の掌握, 補給調整 ○ 避難所避難者（含む福祉避難所）の健康掌握（保健医療対策班と連携し措置） ○ 市外避難者情報について, 地域住民（避難所避難者等）, 防災市民組織からの情報収集 ○ 避難所外避難者（在宅, 車中, その他）対策 ・状況把握 ・希望者への受入れ可能避難所の紹介 ・特に健康対策について, 保健医療対策班と連携し対応 ○ 近隣市（都）との間で市境を超えた避難者情報を共有（市民の遠隔地避難者掌握） ○ 避難所（福祉避難所）の収容能力を超えた避難者の避難について「東京都災害対策本部（以下, 「都本部」という。）市区町村調整部門」と調整 ○ 市の避難者受け入れ能力低下による避難所生活環境劣化が見積もられる場合は, 非被災自治体（富山市, 岐阜市, 東野市）への広域避難計画について検討 ○ 避難状況等を考慮し, 避難所運営本部との協議を行い, 避難所の閉鎖・統合を検討 ・統合の際は, 普通教室に避難する避難者の体育館への移動など, 学校のエ教育再開に配慮 ○ 市内防疫対策の検討 ○ 医療対策本部, 事務局保健医療対策班と連携した避難所の傷病者の搬送手段の調整・支援
衛生・災害廃棄物対策班	○ 災害廃棄物処理に係る総合調整 ・環境部との調整による, ごみ一時仮置場設置の検討 ○ 災害ごみ処理のための P T（プロジェクトチーム）の編成調整 - P Tと一体となり, 事務局内の総合調整 【P T業務】 ・庶務

班・係名	主な業務
	・処理実行計画 ・国庫補助金 ・設計積算 ・契約 ・現場管理・処理施工 ・全壊半壊家屋建築廃材 ・渉外（重要） ・広域（報告・連絡・相談） ※災害ごみ処理に係る各種案件は、常に災害対策本部会議の議題とするよう着意 ○ 障害物の除去に係る総合調整 ・障害物除去のための優先度決定，部局，関係業者との調整 ・協定団体，協定自治体への応援要請検討 ・分別区分等の市民への周知（SNS，HP，防災行政無線） ・仮置き場の選定 ○ ごみ，し尿等の処理，防疫対策に係る総合調整 ○ 多数遺体取扱いに係る総合調整（保健医療対策班と連携） ・遺体安置所の設置運営
救援物資班	○ 下記の被害状況の確認 ・各防災備蓄倉庫（大型，学校等） ・事業所輸送拠点 ・協定事業者 ○ 物資・輸送に関する以下の連絡調整を行う。 <備蓄物資関連> ・各防災備蓄倉庫（大型，学校等）の被害状況を踏まえた備蓄品の移送，入替え，代替倉庫の検討 ・避難所等からの要請状況等を踏まえ，備蓄物資を放出 ・物資輸送に関する調整（輸送ルート，搬送先，荷役作業等） <都や協定事業者等からの調達物資関連> ・市の物資搬送能力（使用可能車両，人員の安否）を確認 ・状況により市内輸送基地（協定物流事業者含む。）を開設 ・物資調達に係る協定団体の状況（被害及び調達対応可能度，今後の見積もり）を確認 ・避難所等からの要請を受け，各協定団体等から物資を調達，搬送（含業者委託） ・都（物資・輸送調整チーム）と調整し必要物資品目や数量，輸送方法（手段，到着時間等）を調整 ・物資搬送態勢の確立，物資搬送 ・物資輸送に関する調整（輸送ルート，搬送先，荷役作業等）

班・係名	主な業務
	<広域応援団体等からの物資支援に関する調整> ・ 都・他縣市等広域調整部門経由，民間企業については直接対応
要配慮者対策班	○ 避難行動要支援者の安否確認及び状況の掌握 ・ 各種関係機関との調整による，各要支援者の状況把握 ・ 医療本部，福祉健康部との調整，対応事項の案出 ・ COPの作成 ○ 避難計画に応じた避難状況の確認，爾後の要処置事項の案出 ○ 災害応急対策実施構想の策定 ・ 情報分析に基づく市対応方針の案出 ・ 要配慮者対策構想の案出（情報，救出，避難，搬送） ○ 在宅避難，療養状況の把握と要処置事項の案出 ○ 一般避難所に避難する要配慮者（高齢者，障害者等）の収容人数把握と福祉避難所，福祉施設への受入移管の調整 ○ DWAT（災害時派遣福祉チーム）と連携した，避難所，在宅の要配慮者のラウンド，アセスメント，マッピングによる健康管理等の調整
保健医療対策班	○ 災害医療に関し，関係防災機関との連絡調整を行い，受診情報の被害・要請・照会の区分及び調整案件の判断，災害医療対策本部との調整，各種要請及び困難案件等に係る対応の可否判断 ○ 医療対策本部から提供される災害医療情報を集約・共有 ○ 医療対策本部，事務局避難所対策班と連携した避難所の傷病者の搬送手段の調整・支援 ○ 市内防疫対策の検討 ○ 発災後 72 時間経過後の避難所救護所開設要否の検討 ○ 保健医療班の編成，派遣検討 ○ 災害拠点病院の被害状況の把握 ○ 活動状況の把握 ・ 東京 DMAT ・ 応援保健・医療・福祉チーム（日本 DMAT，JMAT，DWAT，DHAT，日赤救護班等） ・ 医療救護班等 ○ 搬送手段の調整 ・ 医療救護班等 ・ 傷病者 ・ 医薬品等 ○ 医療機関に対する支援・調整 ・ ライフライン（燃料・電力・水等） ・ ペットボトル等の飲料水

班・係名	主な業務
	○ D M A Tをはじめ、他の保健・医療・福祉応援チームへの出動・派遣要請の調整 ○ S C U（Staging Care Unit：航空搬送拠点臨時医療施設）の設置について開設状況の把握
被災者生活再建対策班	○ 被災者生活再建対策実施構想の策定 ○ 災害相談対応構想の策定 ○ 被災者台帳の作成に係る検討 ○ 指令統括班，人事課と連携し安否情報に係る東京都との調整 ○ 生活再建支援策の以下の事項について，進捗管理，総合調整 ・住宅・宅地の提供 ・被災者の経済的再建支援に係る総合調整 -被災者生活再建支援金支給に関すること -災害弔慰金・災害障害見舞金の支給に関すること -災害援護資金，生活福祉資金の貸付に関すること -義援金の受入れ，配分に係る要領のこと -義援物資の受入れ，配分に関すること -生活保護に関すること -税の減免に関すること ・精神的支援 -相談室の設置及び訪問相談等の実施 -精神保健活動支援のための拠点の設置 -男女共同参画の視点に配慮した相談体制の整備 ・避難行動要支援者，要配慮者を対象とした支援 ・社会福祉施設の復旧事業費に関すること ・生活環境の確保に係る取組みに関すること ・教育の再開に関すること ・歴史的公文書，史跡の修復等に関すること ・ボランティアの活動支援に関すること
広域連携班	○ 人的受援応援に係る人事課等と連携し各部局，他自治体との総合調整 ○ 物的受援応援に係る契約課等と連携し各部局，他自治体との総合調整 ○ 人的・物的被害状況や避難所の状況，施設等の利用可能状況について，防災行政無線，無線電話を活用して情報収集を行い，D I S（東京都災害情報システム）入力等により，都へ市の被災状況について報告 ○ 必要な応援要請等の收集整理及び各部門等への情報提供（要請等） ○ 国，他自治体等と円滑な協力体制が取れるよう総合調整 ○ 近隣市の状況確認・取りまとめ ・態勢状況，庁舎被害

班・係名	主な業務
	・ 人的・物的被害，避難状況等 ○ 近隣市からの要請事項や質問事項の対応 ○ 関係機関との連絡調整，応援受入調整 ・ 東京都 ・ 協定締結市等 ○ 庁内各部局の人的応援に係る事項 ・ 参集人員の集約 ・ 人的応援要請の把握 ・ 人的応援に係る人員割り振り及び派遣調整 ・ 他市等広域調整部門へのカウンターパート団体の要請 ○ 災害対応派遣要員に係る派遣調整 ○ 市境を越える受援・応援を中心とする各種調整
災害時広報班	市本部の事務局として報道発表をする必要がある事項について，プレス資料を作成し発表 ○ 報道機関対応を行う行政経営部広報課等と連絡・調整を行い，本部長（市長）のぶら下がり取材対応や記者レク等を実施 ○ 情報の収集分析力を充実させて，発災初期の段階でも効果的な情報を発信し，迅速な初動対応を支援 ○ 市本部における主に情報収集・分析 ○ SNS，提供番組（TV，ラジオ），広報紙等による情報発信を一体的に運用し，市民等に対して速やかに防災情報の提供 ○ 行政経営部広報課との連絡調整 ○ 市本部におけるプレス等資料の作成・公表 ○ 市本部会議に参加する報道機関対応 ○ 関係機関が保有する被害情報・プレス情報の収集 ○ デジタルサイネージ等での情報発信

エ 各部等の分掌事務

部等名	分掌事務（主な所掌を地域防災計画より抜粋）
災害対策行政経営部	1 他自治体に対する救援物資の提供要請，避難住民，災害廃棄物の受入要請等に係る事務手続 2 東京都調布飛行場の災害時運用に関する調整 3 味の素スタジアム及び京王アリーナＴＯＫＹＯ（武蔵野の森総合スポーツプラザ）並びに調布基地跡地運動広場との災害時運用に関する調整 4 災害対策予算及び決算その他財務に関する事務手続 5 本部長，副本部長の行動予定の作成・調整・管理 6 本部長室の秘書 7 本部長への連絡及び登庁態勢管理 8 避難に係る情報，被害情報，生活支援に係る情報，その他の災害関連情報の広報の実施 9 報道機関との連絡及び情報提供 10 災害時広報及び放送要請に関する総合調整 11 写真等による情報の収集及び記録 12 情報機器の保守・運用 13 災害時情報通信体制の確立 14 庁内情報システムの復旧 15 デジタル行政推進課所管以外の情報システムの復旧支援
災害対策総務部	1 災害時義捐物資等の受入れ 2 災害応急対策活動，復旧活動に関する法務相談 3 市災害対応記録に係る災害統計資料の収集と整理，各種活動の記録 4 職員の安否情報の収集と罹災職員に対する措置の検討・実施 5 職員動員構想に基づく市職員等の動員に係る総合調整 6 発災中期以降の動員構想に基づく人員の調整及び他自治体への職員派遣要請 7 災害対策に従事する職員の配置及び管理全般 (1) 服務要領管理 (2) 公務災害補償 (3) 宿泊場所の確保・調整，職員の飲食料数の把握 8 市職員等の勤務管理に係る総合調整 9 臨時作業員の雇用 10 受援構想に基づく人的受援体制に係る以下の業務 (1) 受入施設の準備 (2) 人員受入れ，送り出し調整

部等名	分掌事務（主な所掌を地域防災計画より抜粋）
	11 災害救助法に基づく人件費の取りまとめ 12 災害対策に従事する職員の飲食料の確保，配分 13 救援物資対策に関する物資集積場所の開設・運営及び救援物資の管理 14 災害対策用物資に係る各部要望の把握，調達，配分 15 車両の管理及び配分 16 車両等輸送機材の調達 17 災害対策本部関連スペースの確保 18 災害対策に必要な用地確保 19 車両及び非常用電源の燃料の調達 20 災害に従事する職員の駐車場の確保 21 被災者生活再建支援窓口の確保に係る調整 22 庁舎施設の点検，維持管理及び警備 23 市施設の点検及び維持管理
議会事務局	1 調布市議会災害対策支援本部との連携支援 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示，実行調整 3 市議会との調整
災害対策市民部	1 市税の減免措置及び徴収猶予に係る対応方針の策定，措置の実行並びにその他の税に係る関係機関との調整 2 避難所運営に係る事務 3 罹災証明の調査・発行 4 災害に関する広聴相談 5 被災者の相談窓口の設置・運営

部等名	分掌事務（主な所掌を地域防災計画より抜粋）
災害対策生活文化 スポーツ部	1 避難対策に関する生活文化スポーツ部所管施設に対する処置 2 文化会館たづくり・グリーンホール，地域福祉センター等所管施設の利用調整 3 御遺体処置に係る措置の総合調整 (1) 収容，搬送，身元確認，検案，火葬等に係る実施構想の策定 (2) 発災後の収容所設置，開設，運営 (3) 遺体収容所の設置に係る広報 (4) 棺確保，御遺体引渡し，御遺族対応 (5) 広域火葬構想，計画の策定 4 外国人に関する情報連絡及び都，関係機関との連携 5 備蓄物資，受援物資の管理 6 救援物資対策に関する協定先からの物資の調達，物資集積場への要員の配置 7 マインズ農協と連携して，市内の農作物や農業用施設の被害状況把握 8 駅前の帰宅困難者等の誘導及び一時滞在施設運営に関する事 9 一時滞在施設の受入名簿の取りまとめに関する事
災害対策子ども生 活部	1 要配慮者対策に関する実施構想に基づく保育園児の保護及び保護者への引渡要領の策定 2 被災母子家庭及び被災父子家庭に対する災害相談の実施 3 災害孤児対応構想，計画の策定 4 応急保育計画の策定，調整及び実行 5 乳幼児，児童等の安全確保及び親族への引渡し 6 避難所運営に係る事務 7 災害孤児への対応

部等名	分掌事務（主な所掌を地域防災計画より抜粋）
災害対策福祉健康部	1 福祉避難所の開設及び運営 2 福祉避難所に係る措置の総合調整 3 保健師の要請及び保健医療班との活動調整 4 被災者生活再建支援対策に関する実施構想に基づく義捐金配分 要配慮者対策に係る実施構想に基づく要介護高齢者及び心身障害者に係る措置 5 要配慮者対策に係る措置の総合調整 6 被災者生活再建対策に係る措置の相互調整 7 御遺体の洗浄，保全，管理台帳の作成 8 福祉避難所の避難者名簿の取りまとめ 9 要配慮者の避難誘導，安否確認，避難状況の把握及び支援 10 避難所との連携及び情報共有 11 社会福祉関係団体への協力要請 12 ボランティアの支援に係る総合調整 13 保健及び医療全般に係る事務 14 災害対策医療本部の運営 15 医療スタッフ，傷病者等の搬送に係る事務 16 医療用医薬品等の保管，仕分け等の管理並びに輸送の情報収集及び統括 17 緊急医療救護所に係る事務 18 乳幼児及び妊産婦の救護及び支援 19 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の融資 20 義捐金品の受領及び配分 21 被災者生活再建支援全般に係る事務

部等名	分掌事務（主な所掌を地域防災計画より抜粋）
災害対策環境部	1 災害廃棄物対策に関する実施構想に基づく公害対策，廃棄物処理の実施 2 所管施設の応急復旧計画の作成，調整，実行 3 放射性物質対策に係る構想，計画の策定 4 備蓄物資，受援物資の輸送及び御遺体の搬送 5 道路機能確保等の都市整備部への協力 6 公園，緑地等への応急仮設住宅の建設の協力 7 被災地のねずみ族，昆虫駆除等，防疫に係る事務 8 し尿，ごみの処理（衛生関連対策に関する実施構想に基づく仮設トイレの改修，ごみの収集・処分，適正処理困難廃棄物の一時保管を含む。） 9 災害時広報対策に関する実施構想に基づくごみ収集に係る広報の実施 10 災害廃棄物対策に関する措置の総合調整 11 ごみ・廃棄物処理に係る住民からの相談対応 12 調布市災害廃棄物処理計画に基づく処理の実施 13 上下水道の被害状況の情報収集及び調整 14 下水道施設の点検，整備，応急処置及び復旧にかかる事務 15 内水氾濫，洪水等下水道に係る災害発生における応急対策の実施 16 関係機関への協力要請及び広報

部等名	分掌事務（主な所掌を地域防災計画より抜粋）
災害対策都市整備部	1 応急危険度判定に係る実施計画の策定，総合調整と応急危険度判定の実施 2 各部から派遣される被災建築物応急危険度判定員の運用 3 被災宅地危険度判定に係る実施計画の策定，総合調整と被災宅地危険度判定の実施 4 復興対策本部の設置に係る要否の検討並びに設置手続きの実施 5 被災者生活再建支援対策に関する実施構想に基づく被災融資に係る検査業務 6 緊急道路障害物除去路線の確保 7 建設協力機関への協力要請 8 土砂災害警戒区域，土砂災害特別警戒区域等の被害調査 9 交通機関等の情報収集及び調整 10 被災建築物応急危険度判定の実施本部運営 11 被災建築物の応急危険度判定に係る措置の総合調整 12 被災宅地危険度判定の実施本部運営 13 被災宅地の危険度判定に係る事務 14 給水拠点での応急給水に関すること 15 都市復興に係る事業 16 住宅復興に関すること 17 応急仮設住宅の建設及び管理に関すること 18 市営住宅の管理に関すること 19 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関すること 20 その他被災住宅支援全般に関すること
災害対策会計課	1 災害対策に必要な現金及び物品の出納並びに保管に係る業務 2 災害応急対策に係る緊急支払いの実施 3 被災者生活再建支援対策実施計画に基づく義捐金の保管
災害対策教育部	1 学校との連絡調整 2 避難所運営本部に係る事務 3 教育施設の点検及び維持管理 4 避難者名簿の取りまとめ 5 避難対策に係る実施構想に基づく提供施設に係る施設提供方針の策定と関係部署との調整，学校に対する指示 6 管理施設に係る応急復旧計画の策定，報告と本部事務局との実行調整 7 教科用図書等，教区活動再開のための教材教具の補充，配備 8 避難所運営に係る事務 9 児童生徒の安否情報の収集・整理，報告 10 管理施設に係る応急復旧計画の策定

部等名	分掌事務（主な所掌を地域防災計画より抜粋）
	11 学校給食施設，共同調理場施設の学校給食外利用に係る運用方針の策定，調整，報告と関係施設に対する運営指示 12 教職員の確保方針の策定，東京都への要望 13 避難対策に関する実施構想に基づく児童生徒の避難誘導，保護に関わる実施計画の作成と学校に対する実行指示 14 応急教育，教育再開に係る方針及び細部実施計画の作成，調整，関係部署への指示 15 教科用図書等，教育活動再開のための教材教具の補充，配備 16 避難所運営に係る事務 17 管理施設に係る応急復旧計画の策定

2 初動対応等

(1) 職員の参集

ア 初動要員

発災後は、直ちに約 30 名程度の職員が初動本部要員（事務局開設・情報収集要員）として総合防災安全課会議室（たづくり西館 3 階）に参集する仕組みを構築しています。

参集した職員は常時設置されている「発災後 2 時間業務掲示板：アクションカード」で示されている業務リストを参照し、情報収集、各機関等への伝達及び市本部・事務局の初動開設作業を行います。

発災後 2 時間業務 アクションカードリスト

- ・ 施設開錠・危険確認（会議室・事務室・無線室・健康増進室）
- ・ 参集人員名簿の設置
- ・ 施設の機能確認（電灯・電話機・無線機・パソコンなど）
- ・ 初動本部会場（会議室）の設置
- ・ 初動本部各班への人員配置（指令班・情報班・処理班・記録班・消防団本部）
- ・ 関係機関への市初動本部設置連絡
- ・ D I S の態勢入力
- ・ 災害対策本部会場（たづくり西館 2 階 健康増進室）の設置

イ 非常時優先業務

その他、各部局職員は、各々所属の職場に参集し、部局危機管理マニュアル、調布市業務継続計画（BCP）により事前に定められている非常時優先業務を行います。

(2) 市本部の設置と事務局体制への移行

ア 災害対策本部の設置基準

市内で地震等が発生した際は、①市長が必要と認めたとき、または、②震度5強以上の地震が発生したときに市長を本部長とする「災害対策本部」を設置します。

イ 初動対応業務

首都直下地震等の発生時には、順次、災害対策本部事務局（たづくり西館2階 保健センター予防接種室）に参集した初動本部要員、災害対策本部事務局要員が、「初動本部アクションリスト掲示板（ホワイトボード）」で示されているアクションカード（業務リスト・マニュアル）を参照し、以下の業務を行います。

初動対応業務
① 各システムの立ち上げ
② 地震規模及び被害予測の算出
③ インターネットWEBカメラ等による被害状況の情報収集
④ SNS による情報発信・情報収集
⑤ 自衛隊等への派遣要請見積もり
⑥ 市長等（副市長，教育長，危機管理監）への地震状況の報告
⑦ 第1回市本部会議の開催準備等

ウ 事務局体制の確立

市本部の設置後は、速やかに災害時体制に移行（第2章「市本部内に設置される事務局（各班等の役割と構成）」参照）します。

災害対策本部事務局の構成は、事務局各対策班・係以外に、関係機関相互の情報収集、情報提供及び調整業務の窓口となる情報連絡員（自衛隊，警察，消防等）で構成されます。

なお、事務局は発災後に関係機関との間で情報連絡員の派遣について調整します。

エ PT（プロジェクトチーム）の編成

発災後の被災状況に応じて、新たな応急対策活動が必要となった場合には、応急対策活動の内容に応じた新たなPT（プロジェクトチーム）を編成し、当該対応が完了した時点で解散し、各種事態に迅速に対応することとします。

オ 発災後 72 時間を中心に取り組む 10 の応急対策活動テーマ

対応テーマ	対応の概要
1 初動体制の確立	○ 市本部を設置し、たづくり西館2，3階に職員が参集 ○ 「発災後アクションリスト/アクションカード」で示されている業務リスト・マニュアルの業務を実施 ○ 近隣市，東京都，国や関係機関との連絡体制を構築し，被害状況等の情報を収集 ○ 市本部会議において被害状況や応急対策活動の方針を共有するとともに市民等へ情報を発信
2 救出救助活動 及び 消火活動	○ 被害状況の情報収集を行い，被害の大きい地域を優先的に各関係機関が被災者の救出救助や消火活動を展開 ○ 消防団，調布消防署，調布警察署がまず救出救助活動を開始し，その後全国的な応援部隊が順次大規模救出救助活動拠点に参集し，救出救助活動や消火活動を展開 ○ 市本部は，被害の発生状況や関係機関の活動状況を掌握しつつ，部隊の投入（時期，場所，規模等）について関係機関と調整
3 緊急輸送ルート確保	○ 各種交通網の通行や施設使用の可否について，情報収集・整理を行い，応急対策活動を実施する関係機関に情報を共有 ○ 収集した各種交通網の被災状況等を踏まえて，人命救助に係る緊急輸送ルートを最優先に，道路啓開が実施できるよう，都本部，市内事業者と調整 ○ 応急対策活動の進展に合わせ，人命救助，物資輸送等に係る経路の検討・調整（重複を回避し，使用可能道路幅に応じた動線の確保）
4 医療救護活動	○ 収集した被害状況を踏まえ，市災害対策本部，福祉健康部及び災害対策医療本部，医療救護班等が協働し活動を実施 ○ 関係機関と連携し，DMA Tや応援保健・医療・福祉チーム等が保健・医療救護・福祉活動を実施できる環境を構築 ○ 傷病者や医薬品等の搬送手段，医療機関のライフライン維持等に係る態勢を確立 ○ SCU（Staging Care Unit：航空搬送拠点臨時医療施設）が設置されるとともに，広域医療搬送を実施
5－1 物資調達活動 （食料・生活物資）	○ 不足する物資等について，DIS，物資調達・輸送調整等支援システム（B-Pro）を通じ東京都へ要請 ○ 東京都，国や他県市から物資支援を受け入れ，物資の不足する避難所，関係施設等へ搬送
5－2 物資調達活動 （燃料）	○ 都本部は，燃料保管契約や協定に基づき業界団体（石油組合）から燃料を調達し，不足する場合には，国に対して調達要請することとされており，緊急通行車両等に対する石油燃料の供給：緊急通行車両等

	に対して、給油可能な指定給油所、中核給油所の情報が提供されることから、当該情報を逐次共有
6 受援体制の確保	○ 庁内各部局からの人的応援要請を集約し、広域連携班、人事課を経由して都、協定締結市、全国市長会などの広域応援団体に対し応援を要請 ○ 人員が不足する部局への人的応援に関して、庁内各部局と人員内訳等に係る割り振りと派遣調整を実施 ○ 対口（カウンターパート）支援団体決定後は、対口（カウンターパート）支援団体が応援職員を派遣し、支援を実施していくことから、庁内受け入れ態勢を確立
7 避難者対策	○ 避難所を開設とともに、住民を避難誘導 ○ 避難所の運営に必要な食料・生活物資、医薬品等の提供や、避難所の運営に必要な人員の派遣について東京都に要請 ○ 被災状況に応じ、都本部が実施する都内非被災市区町村や他縣市への広域避難に向けた移送検討について情報収集
8 帰宅困難者対策	○ 一斉帰宅抑制の呼び掛け、情報提供（帰宅者の一斉帰宅に起因する、交通渋滞、事故防止のため） ○ 一斉帰宅の抑制を実現するための一時滞在施設の開設を、市内施設管理者に要請し、状況把握 ○ 東京都が実施する徒歩帰宅者を支援するための災害時帰宅支援ステーション（協定締結事業者）の開設要請に係る情報収集
9 ライフラインの復旧等	○ ライフラインの早期復旧を目指し、優先的に応急・復旧が必要な箇所や地域等についてライフライン事業者と調整 ○ ライフライン事業者に対して、道路啓開情報、避難所開設状況、その他災害全般情報など、復旧に資する情報提供
10 遺体の取扱い	○ 警察・自衛隊・関係団体等と連絡調整を図り、遺体を搬送 ○ 検視・検案に関係する機関と連携を取り、遺体の身元を確認 ○ 東京都、近隣市火葬場等と調整し、広域火葬計画を立案

カ 各応急対策活動テーマと主な対応主体の対応関係

発災後 72 時間を中心に取り組む 10 の応急対策活動テーマに関して、事務局、各
部局、関係機関等の主な対応主体を以下に示す。

発災後 72 時間を中心に取り組む 10 の応急対策活動	事務局												部局（執行部）										東京都	主な関係機関					
	指令統括班	救出救助消火班	応急復旧班	帰宅困難者対策班	避難所対策班	衛生・災害廃棄物対策班	救援物資班	要配慮者対策班	保健医療対策班	被災者生活再建対策班	広域連携班	災害時広報班	災害対策行政経営部	災害対策総務部	災害対策市民部	災害対策生活文化スポーツ部	災害対策福祉健康部	災害対策環境部	災害対策都市整備部	災害対策会計課	災害対策教育部	消防団		調布消防署	調布警察署	自衛隊	その他（広域応援団体、協定締結団体、関係機関等）	ボランティア	
1 初動体制の確立	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
2 救出救助活動及び消火活動	◎	◎	○									○		◎				○		○		◎	◎	◎	◎	◎			
3 緊急輸送ルート確保	◎	○	◎	○			○				○	○							○	◎		◎	○	○	◎	◎	◎		
4 医療救護活動	◎	◎						○	◎		○					○		◎				◎	◎	◎	◎	◎	○		
5-1 物資調達活動（食料・生活物資）	◎	○					◎							◎		○						◎				◎	○		
5-2 物資調達活動（燃料）	◎	○					◎							◎		○						◎				◎	○		
6 受援体制の確保	◎	○									◎		○	◎	○	○	○	○	○	○	○	◎							
7 避難者対策	◎	○		○	◎			○	○			○			○			◎				◎	◎						
8 帰宅困難者対策	◎	○		◎	○		○	○	○			○			○	◎		○				◎	◎	○	○		○		
9 ライフラインの復旧等	◎	○	◎							○	○	○						◎	◎			◎					○		
10 遺体の取扱い	◎	○				◎			○			○		○		◎		◎	○			◎			○	◎	○		
【凡例】 ○：各対応の対応主体 ◎：○のうち、対応の主軸となる対応主体																													

(3) 初動本部員，事務局等における情報収集活動

ア 情報収集

各対策班・係等における情報収集活動は，ＤＩＳ，防災行政無線，カメラ映像等あらゆる手段を用いて取組みます。

イ 東京都との連携

(ア) 情報共有

事務局各対策班は災害応急対策活動の資とするため，都本部の関係部署と連携し，都内全体の被災状況，今後の活動方針及び活動状況を把握します。特に都本部には，消防庁，自衛隊等のヘリコプターが撮影した空撮映像が入電されることから，当該情報の共有を依頼します。

都本部は防災行政無線，ＤＩＳ等により市区町村からの情報を集約することから，市は積極的に被災情報等を取得，発信していきます。また，東京消防庁等の救出救助機関等からの被害地域，被害の程度，特異事案の有無，指定路線等道路の被害などの情報収集を行うほか，ライフライン事業者の各々が管理する主要な施設の被害情報，断水及び停電といった機能障害の状況，復旧見通し等の情報を収集することから，これらの情報が共有されるよう積極的に働きかけます。

(イ) 現地機動班の派遣受入れ

α 都との連絡調整手段は，防災行政無線，ＤＩＳ，テレビ会議システム等を活用することとなります。また，市本部にＬＯ（連絡員）として現地機動班が派遣されることから受け入れを行います。

β ＬＯとして市に派遣された現地機動班は，被害状況の把握及び支援要請事項についての都本部（区市町村調整部門）への情報伝達等を行います。また，都本部は，市本部との連絡調整が必要な事項に関して，市本部に派遣されるＬＯと連携して情報共有及び調整を行います。

ウ 関係機関との連携

近隣市（狛江，三鷹，府中，小金井市等），調布警察署，調布消防署，陸上自衛隊第１後方支援連隊，消防団等と連携し，市内被災情報を収集すると共に，初動における救出救助消火活動に全力を投じます。また，市本部との緊密な連携のため，各機関からのＬＯ派遣を要望します。

エ 事業者等との連携

道路，河川，港湾及び空港等の被害状況を，京王電鉄，小田急電鉄などの鉄道

各社並びに交通局から鉄道等の被害状況を収集します。さらに、東京都の現地機動班（派遣職員等）から都内各地の被害情報を収集します。

オ COP (Common Operational Picture) の作成

各対策班・係等は、発災直後における俯瞰的な被害状況の把握に留意し、情報を収集します。

具体的には、都が東京消防庁との間で共有する地震被害予測システムにより自動表示される被害予測について情報共有を依頼するとともに、都本部が有するヘリコプター映像情報を共有（配信要望、資料配布等）できるように調整し、被害が多く発生することが見込まれる地域の周辺状況を中心に、実被害状況を俯瞰的に想定・確認するとともに、その被害状況を地図等（COP用）にプロット表示できるようにします。

カ インターネット（ライブ）カメラの活用

各対策班・係等は、警視庁及び国土交通省の道路カメラ映像の配信並びに建設局及び港湾局の河川・水門カメラにより、地上からも被害状況を確認します。

キ 職員による参集時の被害状況確認

全職員は、参集等移動途中に大規模な被害を確認した場合、所有しているスマートフォン等により被害状況の画像を記録し、DIS に当該情報を入力すること等により都本部に報告します。これらの DIS に入力された情報は、DIS 上の地図に自動表示されるため、各部署は必要に応じて確認することができます。

ク 事務局内の情報共有

各対策班・係等は収集した被害情報を整理し、地図・ホワイトボード等を用いて可視化・COP (Common Operational Picture) 化した上で、他の対策班や係、LO 及び各関係機関と情報共有を行うことが出来るよう取組みます。また、LO として災害対策本部に派遣される都現地機動班からも、市内、近隣市、東京都全体の被害状況を収集します。

ケ 消防団による情報収集

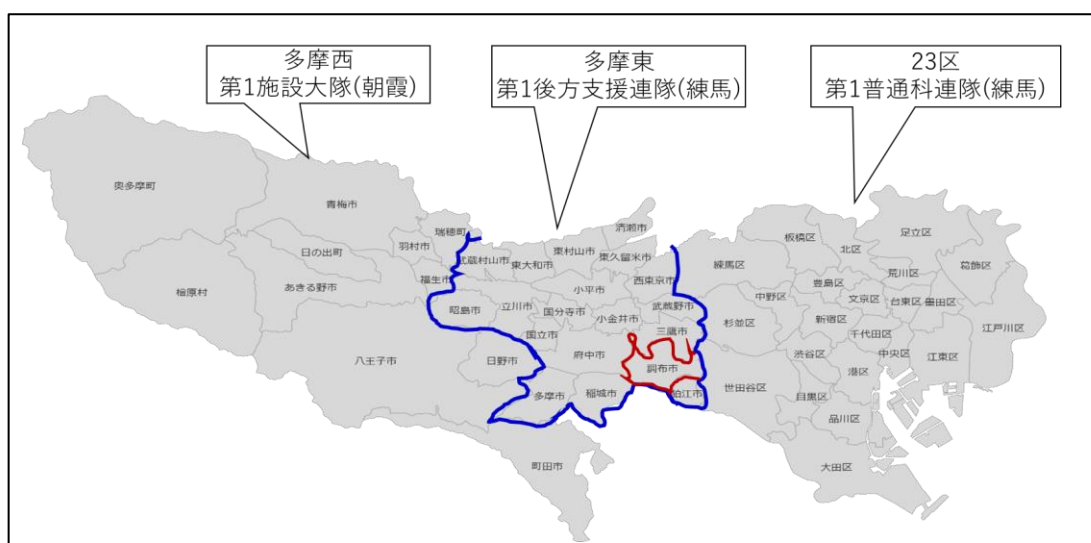
消防団は発災時、参集途上における消火活動上必要な事象、道路障害状況、特異救助事象発生状況等を情報収集し消防団本部へ情報を集約します。

(4) 救出救助機関等への応援要請等

ア 市からの広域応援要請

市本部事務局は、市内の災害応急対策として必要な応援部隊による支援を見積もり、個々の協定締結自治体や東京都にニーズを示して応援要請を行う必要があります。

イ 大規模災害時の陸上自衛隊の担当区域（調布市）



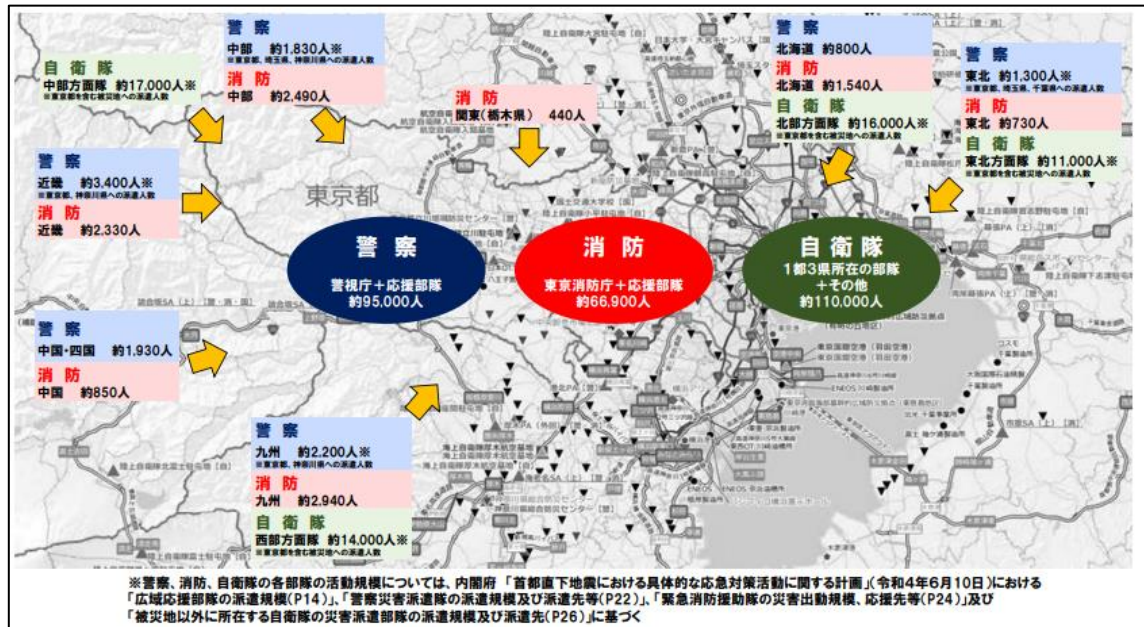
第1後方支援連隊第1整備大隊(東京都 練馬駐屯地)が多摩東分区の警備隊区部隊であり、調布市を直接担当します。

ウ 東京都の広域応援要請

広域応援要請の細部
○ 東京都公安委員会は、警視庁又は他の道府県公安委員会に対して、警察災害派遣隊の派遣要請
○ 消防総監は、知事に対して応援要請を行い、知事は消防庁長官に対して応援要請
○ 知事は、必要と認めた若しくは区市町村長から派遣要請があった場合、自衛隊に対して災害派遣要請
○ 知事は、東京海上保安部を窓口として第三管区海上保安本部長に要請し、海上保安庁への支援要請
○ 都本部は、内閣府（防災担当）に対し、政府が設置する緊急災害対策本部

及び現地対策本部（以下「政府現地対策本部」という。）との連絡調整体制の確認を行うとともに、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用予定等を連絡

エ 首都直下地震時の東京都に入域する広域応援部隊



【東京都首都直下地震等対処要領（令和 5（2023）年 5 月）より】

（５）市民への情報提供等 【事務局指令統括班，災害時広報班】

ア 市長メッセージの発出

発災時の混乱を避けるため，ホームページ及びＳＮＳ等により速やかに市長メッセージを発出します。この際，市災害対策本部事務局において，事前に本部長（市長）に震度情報，インターネットＷＥＢカメラ，ヘリテレ映像等から把握した被害状況を報告します。

イ 市長自身による発信

市長からＳＮＳ，テレビ，ラジオの報道等のあらゆる手段を通じて市民へ呼び掛けを実施します。この際，可能な限り災害応急対策の実施方針や市民への情報提供も実施します。

発信内容
○地域での助け合いによる避難誘導といった共助への協力
○おやみな行動の自重
○民間事業者に向けた一斉帰宅抑制への協力
○その他必要な事項

ウ 市内災害状況等の定期的な発信

市民の混乱を軽減し，風評等による誤った行動を抑制するためにも，市本部及び関係機関は，救出救助活動の概要，被害状況，交通状況，交通規制情報，避難情報，ライフラインの状況，二次被害の危険性等について，各種媒体を通じ，随時，市民に情報を発信します。

エ 正確な情報発信

情報の発信にあたっては，いわゆるデマ情報の拡散による被害の拡大を防ぐために，デマ情報への注意喚起を併せて実施すると共に，市民の冷静かつ安全な行動を促します。また，被災者相談窓口を開設し，市民からの問合せには迅速かつ的確に応じるとともに，ニーズに応じた問合せ先窓口の一覧を作成し，ホームページやＳＮＳ等を通じ，市民に周知します。

(6) 災害対策本部会議の開催 【事務局指令統括班】

ア 開催時期

市、関係各機関が実施する応急対策活動の方針を決定するため、発災約 2 ～ 3 時間後を目途に、「第 1 回市本部会議」を開催します。

イ 会議の内容

会議においては、以下の情報共有を行った上、当面（72 時間）の救出救助活動等の応急対策活動に係る方針を決定します。

実施項目
○災害の概要 ○情報分析 ・人的被害 ・施設インフラ被害 ・大規模な火災の発生状況 ○市各部局，近隣市，東京都，警察，消防，自衛隊等の態勢と活動状況等 ○今後の活動方針

以後、定期的に市本部会議を開催すると共に、即時に本部長（市長）判断が必要な事項については、本部長，副本部長（副市長，教育長），関係する本部員（危機管理監，部局長等）及び本部派遣員（自衛隊等）が出席する即時の対応会議を開催し，対処方針等を決定します。

(7) 大規模救出救助活動拠点の設置 【事務局指令統括班，広域連携班等】

ア 調布市内等の大規模救出活動拠点

東京都は，都内に入域する応援部隊である警察，消防，自衛隊，海上保安庁等のベースキャンプ，ヘリコプターの離着陸スペース，集結拠点等となる大規模救出救助活動拠点（以下「活動拠点」という。）を設置することとしています。

調布市近隣の活動拠点
○都立神代植物公園（調布市） ○東京都立武蔵の森公園（府中市） ○東京都立府中の森公園（府中市） ○多摩川緑地公園グラウンド（狛江市）

イ 大規模救出活動拠点の活用要領

活動拠点は，ベースキャンプ，ヘリコプターの離着陸スペース，集結拠点のほか，利用機関の指揮所，車両基地，船舶活動スペースとして活用するほか，自衛隊等の野外医療のシステムが設置される場合にあっては，医療活動スペースとしても活用されます。

市本部は都本部と協力し，場外離着陸場，都外からの広域応援部隊の活動拠点等の確保に努めます。

3 発災後 72 時間に想定される応急対策活動

(1) 人命救助のルート確保 【事務局救出救助消火班，応急復旧班】

ア 初動方針

発災後，一人でも多くの人命を救助するためには，生存率が大幅に低下するといわれる「72 時間」という時間を意識して，救出救助活動及び消火活動等の応急対策活動に取り組む必要があります。

イ 東京都による人命救助ルート確保

東京都は応急対策活動に必要な車両等の通行を可能にするため，国，道路管理者，関係機関等と連携して，迅速に人命救助ルートを確保することとしており，あらかじめ緊急輸送ルートの中から人命救助に係る拠点への具体的な候補経路を選定しています。

都本部（道路調整チーム等）は，車両通行可能経路の絞り込みや甚大な被害が生じている地域への最短経路などについて国や関係機関等と必要な調整を行い，ルート確保の方針を定めることとしている。

ウ 地図情報（COP）の活用

物資輸送など被災者支援に係るルートは，救出救助活動で活用したルートとしても利用されることとなります。なお，各機関等との通行可能（又は不可能）なルートに関する情報共有の際は，地図情報（COP）を作成，活用します。

（２）救出救助活動等 【事務局救出救助消火班，保健医療対策班】

ア 関係機関と連携した救出救助活動及び消火活動

- (ア) 首都直下地震等の発生直後には、木造住宅密集地域を中心に建物倒壊や火災が各地で発生することが想定されています。市内においても、木造住宅密集地域（① 下石原２丁目 ② 深大寺元町１丁目 ③ 八雲台１丁目）が震災時の火災延焼地域として監視を要する地域として指定されています。
- (イ) 市本部は迅速・的確な消火活動のため、被災者の救出救助活動を調布消防署，消防団，警察，自衛隊等の関係機関と緊密に連携します。
- (ウ) 市本部は，関係機関から派遣された LO と連携し，提供される情報を集約・共有するとともに，応急対策活動方針に基づき各機関が有機的に連携した活動等が実施できるよう総合調整します。
- (エ) 事務局（指令統括班，救出救助消火班）は，各機関の活動状況の把握・分析や活動拠点の運営調整，救出救助・救命に係る要請及び調整，ヘリコプター運用調整（傷病者搬送，被害情報把握等）に取り組むとともに，事務局保健医療対策班と連携し 東京 DMA T 等の出動・派遣要請等を行います。

イ 被害状況や医療資源の把握

- (ア) 大規模地震等の発生直後は多数の傷病者が発生する一方，保健医療機関の機能が低下することが想定されます。市本部は，近隣市災害対策本部，都本部等と情報共有を図り，市内，都内の人的・物的被害，ライフライン，主要道路及び医療機関の全般状況について情報収集・共有を図る。
- (イ) 市本部（事務局保健医療対策班）は，調布市災害医療対策本部，災害対策福祉健康部とともに，広域災害・救急医療情報システム（EMIS）*等を活用して医療機関の状況を把握し，東京 DMA T，医療救護班等の編成状況や日本 DMA Tなどの他自治体等からの応援保健・医療・福祉チームの参集について調整を行い，調布市災害医療コーディネーターから医学的な助言を受けつつ市内の医療救護活動について総合調整します。

ウ 東京 DMA T，都医療救護班等による医療救護活動

- (ア) 都本部（保健医療局及び東京都災害医療コーディネーター）は，時間の経過とともに判明してくる都内の被害状況を踏まえ，東京 DMA T，都医療救護班等の編成及び派遣調整を実施します。
- (イ) 市本部（事務局保健医療対策班，調布市災害医療対策本部，災害対策福祉健康部及び調布市災害医療コーディネーター）は，都本部（事務局市区町村調整部門，保健医療局及び東京都災害医療コーディネーター）と連携して，DMA

T等の応援保健・医療・福祉チームの派遣調整等を行います。

- (ウ) 東京DMA Tは災害現場での救護活動，都医療救護班等は市区町村からの要請を受けて医療救護所等で救護活動を行うよう計画されています。
- (エ) 災害時は，①「災害拠点病院」が主に重症者の収容・治療，②「災害拠点連携病院」は中等症者の収容・治療，③「災害医療支援病院」は専門医療や慢性疾患の対応等を行います。この際，医療機関は施設の安全等を確認した上で，オープンスペース等を活用して可能な限り傷病者の受入れを行います。
- (オ) 都本部（本部事務局医療救護チーム，道路調整チーム）は，都内の医療救護活動が円滑に行われるよう主要道路の啓開や災害拠点病院への燃料優先供給等について調整を実施します。

※EMIS

災害発生時に，被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し，被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する情報を集約・提供していくためのシステム。

市では，市本部及び災害医療対策本部（調布市災害医療コーディネーター），都においては，都災害対策本部（東京都災害医療コーディネーター），医療対策拠点（地域災害医療コーディネーター），病院，保健所などが活用して情報を共有する。（出典：調布市地域防災計画）

エ 地域医療搬送・広域医療搬送

- (ア) 市本部（事務局保健医療対策班，調布市災害医療対策本部，災害対策福祉健康部及び調布市災害医療コーディネーター）は，市に派遣された応援チーム（DMATコーディネーションチーム等）と共に都本部（本部事務局医療チーム，東京都災害医療コーディネーター，保健医療局），地域災害医療コーディネーター（多摩総合医療センター）と連携して被災地域の収容先医療機関の確保に努めるが，災害拠点病院等において傷病者の受入れが困難な場合には，地域災害医療コーディネーターと連携して搬送調整を行います。
- (イ) 傷病者，医療従事者，医療物資等の搬送は，救急車のほか，市保有車両や協定締結事業者による一般車両の活用等，あらゆる手段をもって対応します。搬送手段が不足している場合は，警察，消防，自衛隊等の関係機関に傷病者等の搬送を要請します。
- (ウ) 市本部は効率的な搬送のためインターネット情報，DIS 等を活用して搬送可能経路を確認します。
- (エ) また，都及び市区町村は，傷病者の迅速な搬送を図るため，空路による緊急性の高い傷病者の搬送手段を確保のため場外離着陸場等を活用します。
- (オ) 傷病者の広域搬送が必要な場合，都本部は国や関係機関と調整のうえ，東京国際空港，有明の丘広域防災拠点及び立川駐屯地等に航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置し，国（厚生労働省）に対して広域医療搬送を要請します。

オ 医療物資の調達

- (ア) 医療物資は，発災から概ね 72 時間までは各医療機関・自治体の備蓄品を使用する。必要な物資の調達は，都本部（保健医療局）に要請し，都の備蓄を活用できるよう調整します。
- (イ) 医療物資の調達については，発災後速やかに調布市災害薬事センター（調布市災害薬事コーディネーターが長）を設置し，72 時間以降は災害薬事センターを介して卸売販売業者から医療物資を調達します。
- (ウ) 調布市災害薬事センターを設置した際は，都本部（保健医療局）に報告するとともに，東京都は，卸売販売業者が早期に復旧できるよう関係機関と連携し支援することとします。

<東京都首都直下地震等対処要領（令和5(2023)年5月）に基づく初動対応の方向性>

令和4年5月に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づき、東京都は「首都直下地震等対処要領（令和5(2023)年5月）」を策定している。そこに最も大きな被害が想定される地震（区部においては都心南部直下地震、多摩地域においては多摩東部直下地震）における都内各地域の被害の特性が色濃く表れるような任意の圏域を設定し、各々の圏域における被害の特性とそれを踏まえた初動対応の方向性が示されている。

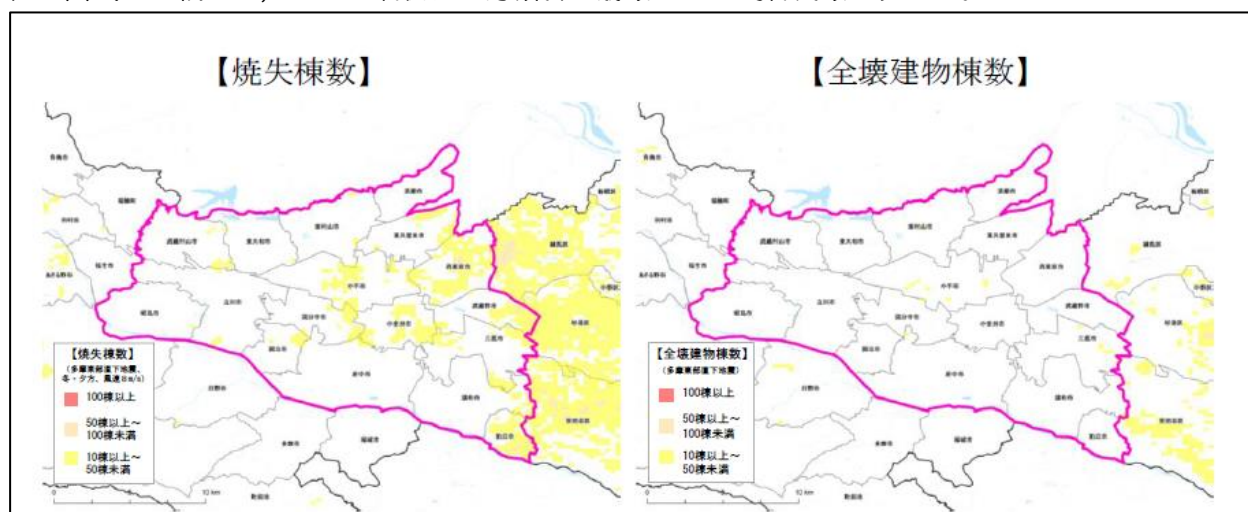
木造住宅密集地域における建物倒壊、建物火災、市街地における狭あい道路の閉塞、多摩地域に広がる急傾斜地の崩壊など、各地域の被害特性に応じた実効性ある初動対応をとるためには、あらかじめ各地域の被害の特性を踏まえた初動対応の方向性について、各機関相互の共通認識を図るとともに、その共通認識に基づき、日頃から、各機関の連携・協力の下、実践的な訓練等を通じて災害対応力を強化しておくことが重要である。

◆首都直下地震等による東京の被害想定に示されている多摩北部の被害の特性

（立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市）

○圏域の中央から東側のエリアを中心に火災が発生する。

他の圏域と比較して、ゆれ・液状化・急傾斜地崩壊による建物倒壊は少ない。



○ 被害想定を踏まえた対策の方向性

- ・ 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU：Staging Care Unit）が設置される立川広域防災基地と併せ、点在する活動拠点を活用し、ヘリコプターによる医療搬送を展開
- ・ 東西を通る新青梅街道、五日市街道、甲州街道等を活用した救出救助活動や医療搬送を実施
- ・ 市街地に隣接した活動拠点の迅速な立ち上げと併せ、陸上自衛隊駐屯地等とも連携することで、被災地域の近接地に多くの救出救助部隊を受入

（３）物資調達活動 【事務局救援物資班】

ア 必要物資の掌握，調達要請

（ア） 東京都は市区町村からの物資調達要請の把握のため，DISと接続されている物資調達・輸送調整等支援システム（B-Pro）を活用することとしています。避難所等での必要物資（物資品目，数量等）を入力することで，都への物資配送要請，情報共有に活用することが可能となります。

（イ） 現状ではDISはモバイル端末に対応したシステムではなく，PCにより避難所毎の必要物資を入力することが必要です。市各避難所にはDISへ物資調達情報を入力するためのPC端末が未設置であること，避難所が個々に東京都に物資要請をした場合，市本部で市全体の必要物資を掌握することが困難となることが想定されます。

このため，市本部にて各避難所の不足物資を集約し，掌握（メール，電話，FAX，公開羅針盤メッセージ機能等を活用）した上でDISに情報を入力することとしています。

（ウ） 都本部は，市区町村が調達困難な物資について，都が保有する災害用備蓄倉庫から物資を放出するほか，協定先の物販事業者に物資調達要請をします。また，国が実施するプッシュ型支援物資を勘案しても不足が見込まれる物資については，国及び相互応援協定自治体に調達・輸送の要請を行います。

イ 輸送拠点の設置

（ア） 広域輸送拠点の確保

都本部は物流関係団体と協力し，都が調達した物資や，国，他県等から受け入れた緊急物資等の一時保管，地域内輸送拠点等への積替・配送等を効率的に行うことができる物資拠点としての広域輸送基地を設置します。なお，災害時，都が指定する広域輸送基地が損壊等により使用できない場合は，代替拠点の設置を民間物流事業者に要請します。

(1) 地域内輸送拠点

国，都から配送される物資は，市内大型備蓄倉庫等に集約され，各避難所等に配送します。市本部は，緊急物資等が迅速に避難所まで届けられるよう，必要の際は緊急物資等の受入れ，配分，被災地（避難所等）への物資配送拠点として地域内輸送拠点を増設します。

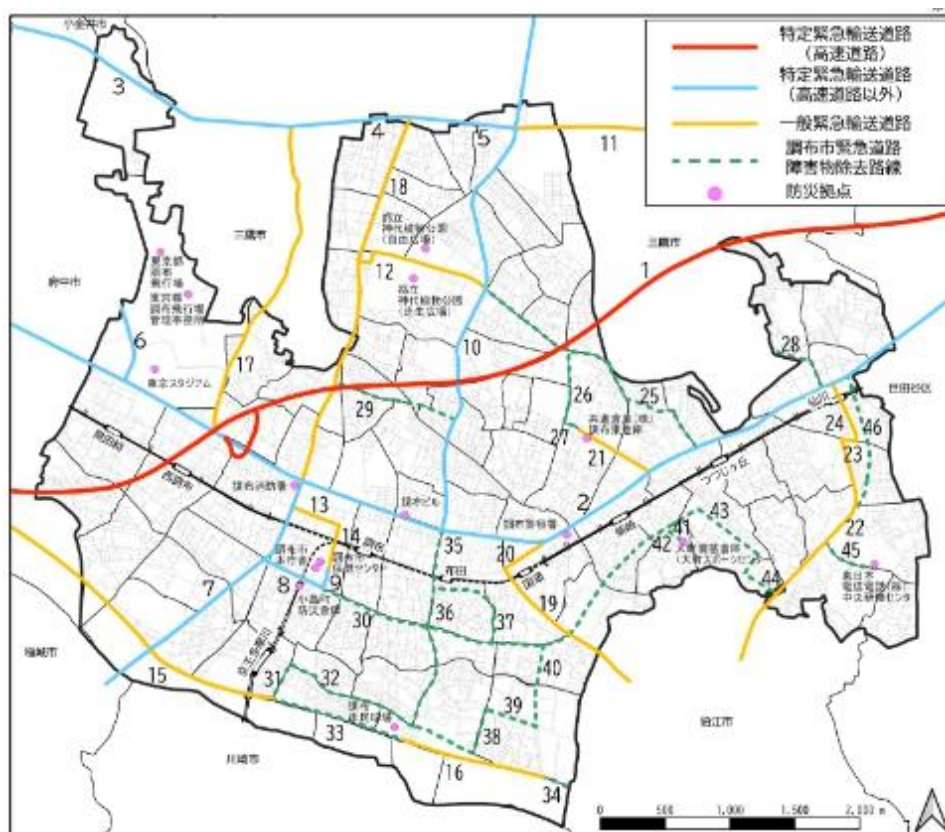
市内大型備蓄倉庫			
1	大町防災倉庫	菊野台 3-27-40	252.00 m ²
2	小島町防災倉庫	小島町 3-98-5	305.67 m ²
3	味の素スタジアム	西町 3 7 6-3	800.00 m ²
(施設内の一部について協定に基づく使用)			

ウ 輸送ルート等の設定

(ア) 輸送ルート

市本部は都本部と調整の上，陸上輸送における広域輸送基地と地域内輸送拠点に通ずるルートをあらかじめ設定します。また，あらかじめ設定したルートを踏まえつつ，状況に応じ救出救助活動で活用した人命救助のためのルートも物資輸送のためのルートとして活用します。

【市内の特定緊急輸送道路等】



(イ) 輸送手段

国，都は，輸送手段としてトラックや船舶，ヘリコプターや無人航空機などの空路も活用します。また，救出救助活動に支障が生じない範囲で，国，自衛隊等に対し，物資輸送を要請します。

市本部は，地域内輸送拠点から避難所等への物資を，協定締結業者等と連携し配送します。

**都が実施する支援物資の輸送経路の設定
広域輸送基地から市区町村の地域内輸送拠点まで**

- ① 物資の陸上輸送に関しては，発災後 4 日目以降に本格化（3 日間は備蓄で対応）することを見据え，市本部は，都が指定する広域輸送基地と市が指定する地域内輸送拠点を結ぶ輸送ルートをあらかじめ設定
- ② 都本部により地域内輸送拠点の場所や広域輸送基地からの距離やアクセスを考慮し，広域輸送基地のうちトラックターミナル，多摩広域防災倉庫等を中心とした区域が設定
- ③ その上で，被災地外からの輸送支援に対して一般道路上のルートの一例を検討
- ④ 災害発生時は，道路被害，救出救助活動の状況等を踏まえ，高速道路を含み例示したルート以外のルートも最大限に活用し，迅速な物資輸送態勢を構築

（４）受援体制の確保【事務局広域連携班】

ア 庁内調整等

市本部（広域連携班）は，「調布市災害時受援応援計画」に基づき人事課と連携し支援を必要とする部署からの人的支援ニーズを把握し，都本部（DIS）及び個別協定団体に対して応援要請を行うとともに，応援の受入れに関する庁内調整を実施し，都や他自治体等の応援職員の受入れ態勢を確保します。

イ 東京都の取組

都本部（国・他縣市等広域調整部門・人員調整部門）は，DIS 等により，都庁各局及び被災区市町村の人的支援ニーズの全体を把握するとともに，国（内閣府，総務省）や広域応援団体（全国知事会，九都縣市（関西広域連合），21 大都市等）などと連携し，人的支援の情報管理，受援調整を実施します。

（５）避難者対策【事務局避難所対策班】

ア 火災，土砂災害等

市本部は住民に被害を及ぼす事象を把握した際は，避難指示を出すとともに調布警察署や調布消防署の協力を得て，指定する避難場所等に避難誘導します。

イ 避難所開設

避難所の建物被害について，避難所初動要員が到着次第，安全に係る情報収集を実施すると共に，安全が確認された避難所について順次，開設・運営を行います。都は DIS 又は FAX 等を通じて開設状況及び避難者数を把握することから，避難所の開設状況を DIS に入力します。また，調布市は住民への避難所情報を

提供するアプリケーションソフト「VACAN（バカン）」を導入し、避難所開設状況、混雑状況等を配信することとしている。

ウ 要配慮者対策

災害時は、要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、個々の状態・ニーズを把握するとともに、必要に応じ福祉避難所以外の避難所に避難している要配慮者の福祉避難所への移送、社会福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行います。

エ 他機関の施設活用

避難所収容力を拡大させる必要がある時は、都本部と協力し、市が指定する避難所以外の国や民間の施設等を避難施設として活用できるよう要請します。

オ 広域避難等

被災者の市外避難所、市外病院等への移送が必要な場合は、都を通じ都内の非被災区市町村、他道府県及び国に対して応援要請を行い、移送先及び移送手段の調整を行います。

広域的な避難の対象としては、要配慮者とその付添者（含むペット）を優先的に扱います。

（６）帰宅困難者対策 【事務局帰宅困難者対策班】

ア 東京都の取組

都本部は、帰宅困難者の発生を抑制し、救出救助活動への支障を最小限に抑えるため、都防災ホームページ及び都防災 X（旧 Twitter）等を通して、一斉帰宅の抑制や利用者保護の徹底についての呼び掛けを行うほか、行き場のない帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設（以下「一時滞在施設」という。）の開設情報を発信します。あわせて、公共交通機関の運行状況等について情報収集を行い、都防災ホームページ及び都防災 X（旧 Twitter）等で情報提供を行います。

イ 市の取組

駅周辺に、行き場のない帰宅困難者が殺到し、混乱が生じることが想定されるため、都本部に駅周辺の混雑状況の情報を報告します。

収集した情報は、市ホームページ及び X（旧 Twitter）等で情報発信を行うとともに、報道機関等へも情報提供し、テレビ・ラジオ等を通じた情報発信を行います。

ウ 一時滞在施設管理者等の取組

一時滞在施設として指定された施設の管理者等は、施設の安全確認後、都又は市本部からの開設要請を受け、一時滞在施設を開設し、行き場のない帰宅困難者を受け入れます。

市対策本部事務局帰宅困難者対策班/生活文化スポーツ部は、一時滞在施設の状況を掌握し、受け入れ可能な滞在施設への避難誘導を計画します。

東京都の指定する一時滞在施設	
○東京都パラスポーツトレーニングセンター	調布市西町 376-3
○調布南高等学校	調布市多摩川 6-2-1
○京王アリーナTOKYO（武蔵野の森総合スポーツプラザ）	調布市西町 290-11
調布市内の一時滞在施設	
○グリーンホール	小島町 2-47-1
○総合福祉センター	小島町 2-47-1
○文化会館たづくり	小島町 2-33-1
○せんがわ劇場	仙川町 1-21-5
○青少年交流館	飛田給 1-52-1
○つつじヶ丘児童館ホール	西つつじヶ丘 3-19-1
○多摩川児童館	多摩川 5-1-2
○調布ヶ丘児童館	調布ヶ丘 2-36-1
○東部公民館	若葉町 1-29-21
○宗教法人金龍寺	西つつじヶ丘 2-14-1
○宗教法人光源寺	西つつじヶ丘 2-30-1
○株式会社京王閣	多摩川 4-31-1
○創価学会調布平和会館	西つつじヶ丘 1-28-9
○アフラックススクエア	小島町 2-33-2
○電気通信大学	調布ヶ丘 1-5-1

エ 帰宅困難者の状況鎮静後の帰宅

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者は、地震発生以降（の混乱が落ち着いた後おおむね発災後4日目以降）には順次帰宅することを想定しています。

事務局帰宅困難者対策班は、市内状況、一時滞在施設周辺の被害状況を確認し、移動等に使用される主要道路の交通規制、道路開通状況、公共交通機関の運行状況等の情報を一時滞在施設へ報告するとともに、市ホームページ、SNS等を活

用し情報を発信します。

都本部は、帰宅支援のため各事業者（コンビニ等）に災害時帰宅支援ステーションとして移動時の給水支援、道案内を要請することとしており、これに基づき主要道路等の沿道に帰宅支援ステーションが開設されることとなっています。また、公共交通機関が不通となっている場合は要配慮者を特別搬送するため、市は協定を締結しているバス・タクシー会社等による代替輸送を要請することとしています。

（７）ライフラインの復旧 【事務局応急復旧班】

ア ライフライン業者との情報共有

市本部は市内全般の被災状況を掌握する観点から、上下水道、電気、ガス及び通信施設を管理運営する事業者（以下「ライフライン事業者」という。）と情報共有を図ります。各々が管理する主要な施設に関する施設の被害情報、断水又は停電といった機能阻害の状況、復旧見通しについての情報は、相互に災害応急対策活動に有益となることから、積極的に情報共有を図ることとします。

イ 都本部との情報共有

市本部はライフライン被害情報を都に報告するとともに、都本部が入手した情報も市へ共有されるよう調整します。

都本部は、首都中枢機関や災害拠点病院などの優先復旧施設の被害情報を収集し、ライフライン事業者に対し、当該施設の建物被害や道路被害など、ライフラインの復旧に必要となる情報を提供するとともに、特に優先度の高い施設を指定します。

ウ ライフライン復旧優先度

ライフラインの復旧優先度を定めた後は、施設の復旧状況などを踏まえ優先度の高い施設を見直します。この際、ライフライン事業者から復旧を進めるに当たっての支援要請があった場合には、都、国と連携して必要な措置をとります。ライフラインの復旧は、各事業者があらかじめ定めた復旧計画に基づき実施していくことを原則としますが、市本部は都本部、国と情報交換及び調整の上、災害の程度や人命救助に必要な施設及び市中枢機能の継続性確保に必要な施設等の重要度を勘案し、ライフライン事業者に応急復旧を要請します。

（８）遺体の取扱い 【事務局保健医療対策班，衛生・災害廃棄物対策班】

ア 遺体安置所設置の周知

市本部は、遺体安置所設置について住民に周知するとともに、都本部及び調布警察署に報告します。

調布警察署、調布市医師会、調布市歯科医師会は、市本部からの要請に基づき、連携して検視・検案班を編成して遺体収容所での検視・検案を開始します。

また、警視庁及び監察医務院も市区町村遺体安置所に編成した検視・検案班を派遣できる態勢を確立させることから、市本部は、都本部に調布市遺体安置所の開設を報告する際に都が編成する検視・検案班の派遣要請を行います。

都本部は、検視・検案に必要な資機材の不足、人員の不足がある場合は、国、他縣市等に応援要請を行います。

調布市の遺体安置所
○ 調布市民プール（染地２丁目４３番地１）
○ 西調布体育館（上石原２丁目４番地１）

イ 広域火葬計画

被災による市内の死者は最大で 55 人が想定されており、発災時に迅速な検案活動等を実施するためには、関係機関と連携した体制の強化が必要です。また、東京都の見積もりでは、区部及び多摩地域の 18 箇所の火葬施設（火葬炉は 171 炉）のみで火葬処理を行うとした場合、相当の期間が必要となるため、都内火葬場の被害状況に応じて、広域火葬実施計画による都外での火葬も検討する必要があります。

ウ 臨時遺体安置所の設置

市本部は、遺体収容所が不足する場合に、臨時遺体収容所の設置場所を確保するための検討をします。それでも不足する事態においては、都本部と協力して設置場所の確保にあたります。

エ 葬祭用品の確保

市本部において棺等葬祭用品、遺体保存剤等の資機材又は遺体の搬送車両の確保が困難となった場合には、都本部に協力要請を求め、都による協定先事業者に調達要請が行われます。それでも不足する場合には、都は国及び他縣市に要請を行います。

4 早期生活再建

(1) 生活再建 【事務局被災者生活再建対策班，衛生・災害廃棄物対策班】

ア 義援金の受付，配分等

- (ア) 義援金について，市本部，都本部，日本赤十字社等の各機関は，早期に口座を開設するとともに，全国に向け義援金募集の周知を図ります。
- (イ) 義援金は，罹災者支援のため被害状況を勘案しつつ迅速に配分します。なお，市は個人等からの小口の義捐物資については，原則受け入れないこととし，その方針について周知します。周知に当たっては，市ホームページへの掲載のほか，報道機関による情報提供を行います。
- (ウ) 市本部は，災害による死亡者の御遺族に対し，災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律82号。以下「弔慰金法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令374号）の規定に基づく調布市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第23号。以下「弔慰金条例」という。）の定めるところにより，災害弔慰金を支給します。また，災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対しては，弔慰金条例に基づく災害障害見舞金を支給します。

イ ボランティアとの連携

市は，災害ボランティアを受け入れ，ボランティアセンターの設置・運営を迅速かつ円滑に行えるよう，日頃から市社会福祉協議会や防災関係機関と連携し，ボランティアの受入態勢や活動環境を整備していきます。

- (ア) 災害時におけるボランティア活動は，調布市災害ボランティアセンター（調布市総合体育館）において，ボランティア・ニーズ等の情報を収集します。
- (イ) 調布市災害ボランティアセンターは，東京都災害ボランティアセンターと連携してボランティア・ニーズの情報を発信します。
- (ウ) ボランティアの受入れ及び活動支援は，市災害ボランティアセンターが中心となり行います。
- (エ) 災害ボランティアセンターの代替施設の確保又は資機材の備蓄場所等が不足した場合は，都本部に代替施設の確保を要請します。

ウ 生活再建に向けた相談業務等の支援

市は，就労相談や健康相談など様々な生活相談を含む総合的な相談業務の実施や学校再開のための環境整備などを都と連携し進めるとともに，被災地外の実道府県へ相談要員や教員の派遣等についても検討し，速やかに生活再建を図ります。

エ 産業廃棄物処理

(ア) 全般

調布市で発生する災害廃棄物は、最大で約32万トンが発生することが想定されています。災害廃棄物を処理するためには、集積所及び仮置場の確保等が必要であることから、発災直後から分別の徹底や便乗ごみの排出を防止するとともに、分別された廃棄物が再び混合状態にならないように適切に管理する必要があります。

また、一般廃棄物焼却施設が再稼動するためには電気や水道の復旧が必要であり、それまでの間に避難所等から発生するごみについても一時的に集積する場所が必要となることから、市内被災状況、道路啓開状況、仮置き場適地の状況等に応じ、災害廃棄物の仮置き場を速やかに設置する必要があります。

仮置き場の種類と機能の概要	
仮置場の分類	使用要領
集積所	○ 市民が片付けごみを排出するため、被災現場やその近傍の市立公園・児童遊園等に短期間設置 ○ 市民により分別や飛散防止措置等を管理
一次仮置場	○ 災害廃棄物を市民が自ら持ち込み、又は市が集積所から回収・集積した廃棄物の選別処理を行うための大規模な仮置場として設置 ○ 設置場所は搬出入、長時間の仮置き、騒音や臭気等を考慮して選定 ○ 処理施設又は二次仮置場に搬出するまでの間の保管に使用
二次仮置場	○ 一次仮置場の災害廃棄物や、損壊家屋の解体廃棄物を集積し、中間処理や再利用施設が円滑に機能するまでの間、貯留用地として設置 ○ 仮設処理施設として、廃木材・コンクリートがらを可能な限り再利用するため分別し、簡易粉碎機等を導入し減容

(イ) 災害廃棄物処理体制の構築

災害廃棄物の集積所及び仮置場の確保を推進するとともに、東京都と連携し広域処理体制の構築を図ります。

市は、事務局衛生・災害廃棄物対策班と災害対策環境部が連携し、災害時のごみの出し方に係る窓口を設置するとともに、迅速な処理体制を確立します。また、現況を把握し不足が想定されるマンパワーや資器材に係る受援要請を見積もりつつ、処理機能の確保策に関して都環境局と協力してごみ処理体制を構

築します。

(ウ) 廃棄物集積時の分別

市内の集積所の規模を考慮すると、1つの集積所内に多種類の分別区分を設けることが困難な場合が想定されることから、複数の集積所で災害廃棄物の種類を区分することも検討します。

(エ) 市民への分別処理の発信

市民に対しては、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」等の、平常時の区分に応じたわかりやすい分別項目名で周知します。規模の小さな集積所においては、分別搬入されたものを速やかに搬出していくことにより、災害廃棄物の処理を迅速に行うよう努めます。

(オ) 集積所の設置

集積所及び仮置場の設置にあたり、事前に活用可能な候補地の調査、協議を行い、利用の可否を判断します。

候補地選定は、市有地の公園や運動広場等を基本に行いますが、必要面積の確保が困難な場合等において、やむを得ず民有地、都有地、国有地を借地する場合も想定されることから、賃借契約や返還等の規定について検討します。あわせて、迅速な処理終結のために、返却ルールを検討します。

(カ) 仮置場への動線に係る着意事項

仮置場へのアクセス・搬入路については、10トントラックなどの大型車などがアクセスできるコンクリート・アスファルト・砂利舗装された道路（幅6m程度）を確保し、必要に応じて地盤改良に取り組めます。

仮置場の地盤について、特に土の上に集積する場合は、散水に伴う建設機械の作業性の確保や土壌汚染防止のため、仮設用道路等に使うアスファルト舗装や敷鉄板等により手当てします。

(2) 住宅対策 【事務局被災者生活再建対策班】

ア 被災住宅の応急危険度判定

市は、二次災害を防止するため、余震等による被災建物倒壊等の危険度判定を実施します。都は支援要請に応じ、被災建築物応急危険度判定員、宅地危険度判定士の出動要請等を行います。

イ 罹災証明発行等支援

市は、住宅の応急修理又は供給のための基礎資料、罹災証明書の発行根拠となる家屋・住家被害認定調査を実施します。また、認定調査に基づき、罹災証明書を発行します。

都は支援要請に応じ、調査・発行要員の派遣を行うとともに、必要人数・輸送手段・支援先等を調整の上、都内の非（小）被災区市町村、他道府県に対して応援要請を行います。

ウ 被災住宅の応急修理，応急仮設住宅等の供給

家屋の応急修理について市は都と連携し、住居の半壊・半焼により、自らの資力では修理ができない罹災者のため、居住に必要な最小限の応急修理を実施します。

被災により住居を滅失し、自らの資力では住居を確保できない罹災者のために、東京都と調整し民間賃貸住宅又は公的住宅，建設した仮設住宅の方法で応急的に仮設住宅を供給するための施策を講じます。なお，都内において，十分な戸数を確保できない場合は，東京都は速やかに他道府県に応急仮設住宅等の供与について協力要請を行うとともに，住宅の供給状況等を情報共有し，地域コミュニティに配慮した入居体制を整備します。

第3章 災害対策本部の想定活動等

Y年 O月 ◇日
